

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年4月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調達内容

(1) 業務件名及び数量

大船渡市林野火災応急仮設住宅維持修繕業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約の日の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

大船渡市林野火災応急仮設住宅

- ・蛸ノ浦仮設団地（大船渡市赤崎町字鳥沢10-2）
- ・綾里仮設団地（大船渡市三陸町綾里字黒土田99-1）

(5) 入札方法

(1)の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たし、この業務委託に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この業務委託の入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 岩手県内に本社、支店又は主たる営業所を有し、「維持修繕及び保守点検業務概要」に記載する業務の実施が可能な者であり、特定の建設会社及び建材メーカー又は宅地建物取引業者等と利害関係を有しない者であること。
- (3) 岩手県内における類似の業務経験を有し、かつ、本業務の的確な遂行に必要な組織、体制、人員を有していること。
- (4) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、機材等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第4条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしている者若しくは更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に実質的に関与していると認められる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (8) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事等に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (9) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先

郵便番号020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県県土整備部建築住宅課

担当 電話番号019-629-5938

(郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量250gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。)

(2) 入札及び開札の日時及び場所

令和7年5月7日(水) 午前10時00分

岩手県庁舎8階建築住宅課入札室(入札書の提出は持参のみとすること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(3) 入札への参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、この公告に示した入札参加者資格を有することを証明する書類及び入札説明書に示す書類を令和7年4月30日(水)午後4時までに3(1)の場所に提出しなければならない。

(4) 入札への参加

(3)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

事業運営にかかる保全業務費(A)と、県があらかじめ設定した維持修繕費の概算額(B)2,996,504円(税抜)の合計額(A+B)について、会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。